



ミミイヌ

# あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

## ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願ひいたします。



## 今年も大変お世話なりました

今年も残すところ数日となりました。今年もたくさんの方にお世話になり、ありがとうございました。来年も一つ一つの仕事を大切に日々の業務を取り組んでまいります。

また、『あいわ通信』も2015年からスタートして今月で第103号となりました。今後も皆さまのお役にたつような法律情報をお届けいたしますので、何卒よろしくお願ひいたします。

来年4月1日からは民法・不動産登記法等の改正により相続登記の義務化がスタートします。

相続登記とは、土地や建物、マンションなどの所有者が亡くなった際に相続人の名義に変えるために法務局へ所有権移転登記の申請手続をすることです。いわゆる、不動産の名義変更と言われているものです。

相続登記が義務化されたことにより、相続登記の申請に期限が定められ、相続や遺贈により不動産を取得した相続人に対し、自己のために相続があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年内に相続登記の申請が義務付けられました。

また、「正当な理由」がないのに登記申請義務に違反した場合には、10万円以下の過料の適用対象となります。

そして、注意が必要なのは、相続登記の義務化は、施行日前に相続の開始があった場合についても適用されます（遡及適用）。この場合は、令和6年4月1日から3年内に相続登記の申請をしなければなりません。

弊事務所でも、相続登記が義務化されたことにより、義務化がスタートする前から相続登記に関する問合せは増えております。中には数十年以上も登記申請をしてないものもあり、数次相続が発生して相続関係が複雑になっているご相談もありました。

弊事務所では、戸除籍謄本を迅速に収集し、遺産分割協議書の作成支援やその後の相続登記の申請まで一連の相続登記の手続きをしっかりとサポートさせていただきます。

相続登記は、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があり、相続人が多数いる場合には相続人を特定するために、たくさんの戸除籍謄本を収集することになるため手続きに時間がかかる場合があります。相続登記の未了の物件があり、手続きにお悩みの方は、是非、弊事務所までご相談ください。



司法書士 高井和馬

## 死後事務委任契約について

今月号のあいわ通信では、「死後事務委任契約」をご紹介します。

数年前から、子どもや甥姪などの頼れる親族がない方からご自身が亡くなった後の葬儀や納骨、自宅や入所施設の片付けなどの死後に生じる事務手続（死後事務）を誰に頼むことができるのかという相談を受けることが増えております。

また、子どもや親族がいても、疎遠であることや迷惑をかけたくないという理由で相談を受けるケースもあります。

死後事務委任契約は、生前のうちに、信頼できる第三者（受任者）との間で、自分が亡くなった後の事務手続を委任する契約であり、このようなニーズをかなえる契約として、実際に弊事務所でも司法書士が受任者として契約するケースは増えております。

なお、死後の財産の処分については遺言によって対応できますが、遺言事項として法的な拘束力が発生する事項は法律で定められており（法定遺言事項）、死後事務は含まれません。法定遺言事項以外の死後事務の処理を委任するためには死後事務委任契約を締結しておく必要があります。

では、死後事務委任契約で委任する事項には、どのようなものがあるかというと、

1. 葬儀、火葬、納骨、埋葬に関する事務
2. 行政機関への届出等の手続
3. 関係者への連絡、病院や施設の未払い料金の精算等の事務、があります。

中でも、葬儀の方法や納骨・埋葬に関する事務について委任を受けることが多いです。死後事務委契約を締結する際には、すでに永代供養墓などの納骨や埋葬に関する契約をすませている方が多く、その場合は、納骨・埋葬の方法を契約書に反映させます。

また、任意後見契約と一緒に契約するケースも多く、弊事務所では死後事務委契約は公正証書で作成しております。

ご興味のある方は、是非、弊事務所までお問い合わせください。

## お客様の声を紹介します

### 【相続のご相談】

この度は、大変お世話をありがとうございました。  
迅速に手続きを進めていたに手をして  
感謝いたします。  
遺言どおりに相続の手続きが無事  
完了し、七五五父も天国で安心していると思  
うです。  
手に荷がありましたらご相談させていただ  
きたいと思いますのでよろしくお願  
いいたします。

今月号では、相続（遺言）のご依頼をいただいたお客様の声を紹介いたします。

来年4月1日からスタートする相続登記の義務化についてご紹介しましたが、相続登記の申請まで長期化するケースとしては、相続人の中に音信不通の者がいて遺産分割協議を進めることができない場合や、家族間の意向が異なる場合などです。家族間の意向が違う場合、相続において争いが起こることが多く、遺産分割協議をまとめするのが大変です。

このようなことが想定される場合は、遺言書を作成しておくことが重要です。遺言書があって、誰が何を相続するのか明確になってれば、相続人による遺産分割協議を省くことができ、円満で迅速な相続を実現することができます。

年末年始は家族が集まる機会も多いかと思います。この機会に相続について考えてみるのも良いかと思います。当事務所では、円満な相続を実現するため、自らの想いを実現する遺言書の作成もサポートしております。



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。  
ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）



あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>  
e-mail : [info@aiwas.jp](mailto:info@aiwas.jp)

